

75 歳
以上の人

※一定の障がいがある人は65歳からとなります。

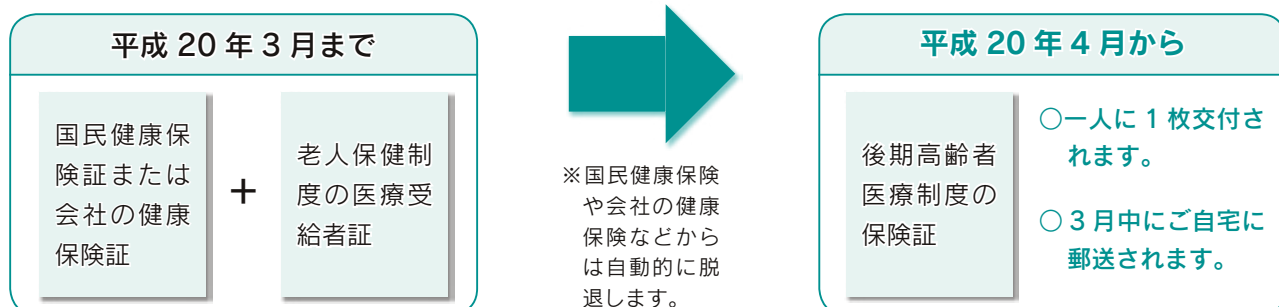
平成 20 年 4 月から 後期高齢者医療制度が始まります

～老人保健制度から後期高齢者医療制度へ～

○問い合わせ先 山口県後期高齢者医療広域連合会事務局 (☎ 083-921-7110)
健康増進課年金老人医療係 (☎ 82-1178)

現在、75歳（一定の障がいのある人は65歳）以上の方は、国民健康保険などに加入しながら「老人保健制度」により医療を受けていますが、4月からは高齢者だけの新しい医療制度である「後期高齢者医療制度」に加入し、医療を受けることになります。（国民健康保険や会社の健康保険などからは自動的に脱退します。）

◎保険証はどうなるの？



◎被保険者（後期高齢者医療加入者）はどんな人？

- 75歳以上のすべての人
- 65歳から74歳までの人で、一定の障害があることについて山口県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

※加入時に届け出の必要はありません。

○ 4月以降に75歳になる人は・・・

75歳の誕生日当日から自動的に被保険者となります。保険証は誕生日に間に合うようにご自宅に郵送されます。

◆障がいのある65歳から74歳までの人で、老人保健医療受給者証をお持ちの人

現在、一定の障がいがあると認定され、老人保健に加入している人は、4月以降自動的に後期高齢者医療の被保険者となります。後期高齢者医療制度に加入しない場合は、3月31日までに健康増進課へ「障害認定の申請を撤回する届け出」をする必要があります。

※「障害認定の申請を撤回する届け出」は、制度加入後もいつでも行うことができます。

◎医者にかかる時の医療費はどうなるの？

- 現行の老人保健と同様に、医療費の一部（1割または3割）を窓口で負担します。

負担割合	課税所得が145万円以上	3割負担
	上記以外	1割負担

※月ごとの窓口負担上限額は老人保健制度と同じです。

- 給付についても今まで同様に受けることができます。

給付の一例	入院時の食事代	自己負担分以外を支給
	1か月に支払った医療費が高額になった	自己負担限度額を超えた金額を支給
	被保険者が亡くなった	葬儀を行った人に葬祭費（5万円）を支給